

その請求に困ったら司法書士へ

返済に困った……!?
そんなときは**司法書士**に
相談してみませんか!!

家賃を
滞納した
このままだと
追い出されそう

奨学金が
返せない

忘れていた昔の
借金の
支払い督促が来た

**奨学金の請求、
借金の返済、家賃滞納など**

一人で悩むより、
「くらしの法律家」司法書士に
お気軽にご相談ください。

面談・電話にて
相談をお受けいたします。

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄（140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。